

平成 16 年 10 月 1 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長  
里 見 治  
( コード番号 6460 東証第一部 )  
問 合 せ 先 執 行 役 員  
深 澤 恒 一  
( 電話番号 03-6215-9955 )

## 2009 年満期円貨建保証付転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 10 月 1 日開催の取締役会において、「2009 年満期円貨建保証付転換社債型新株予約権付社債」の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

### 記

1. 社 債 の 名 称 セガサミーホールディングス株式会社 2009 年満期円貨建保証付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社 債 の 発 行 総 額 30,516 百万円並びに本社債券の紛失、盗難もしくは滅失の場合に所持人の請求に基づき、適切な証明及び保証を条件として発行することがある代替本社債券に係る額面金額合計額を上限とする。但し、交換募集にかかわるサミー株式会社 2009 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「サミー新株予約権付社債」という。）の応募額面金額合計額が本社債の発行総額に達しない場合には、その交換募集にかかわるサミー新株予約権付社債の応募額面金額合計額をもって本社債の発行総額とする。
3. 社 債 の 発 行 価 額 本社債の額面金額の 100%（各本社債の額面金額 1,000,000 円）
4. 新 株 予 約 権 の 発 行 価 額 今後開催予定の当社取締役会で決定する。
5. 本 社 債 の 利 率 利息は付さない。
6. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2004 年 10 月 29 日（ロンドン時間）
7. 募 集 の 方 法  
(交換募集の方法) 欧州を中心とする海外市場（但し、アメリカ合衆国を除く。）において行われるサミー新株予約権付社債の社債権者を対象とする本新株予約権付社債とサミー新株予約権付社債との交換を目的とした募集（交換比率 1：1、交換募集期間 2004 年 10 月 1 日から同年同月 12 日午後 5 時（ロンドン時間）まで（但しかかる交換募集期間は延長されることがある。）、決済期日同年同月 29 日）（以下「本交換募集」という。）において応募社債権者に対して交付する。
8. 新株予約権に関する事項  
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（“本社債”）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Exchange Offering Memorandum）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)(ロ)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。また、本新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する本新株予約権の総数

30,516 個及び本社債券の紛失、盗難もしくは滅失の場合に所持人の請求に基づき、適切な証明及び保証を条件として発行することがある代替本社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000,000円で除した個数を上限とする。但し、交換募集にかかわるサミー新株予約権付社債の応募額面金額合計額が上記2.記載の本社債の発行総額に達しない場合には、その交換募集にかかわるサミー新株予約権付社債の応募額面金額合計額を1,000,000円で除した個数とする。

(3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

(イ) 本新株予約権1個の行使に際して払い込みをなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。

(ロ) 本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は以下のとおりとする。

(a) 転換価額

当初の転換価額については、上記2.記載のとおり、本新株予約権付社債は、サミー新株予約権付社債の社債権者に、同社債と引換えに交付することが予定されており、同社債の社債権者が引換えの前後においてサミー新株予約権付社債と実質的に同様の社債の条件（新株予約権の行使により当社株式が交付される点を除く）が享受できるようにするため、同社債の転換価額3,828円を、当社設立にあたり実施された2004年10月1日付株式移転におけるサミー株式会社普通株式に関する移転比率（サミー株式会社普通株式1株に対し当社普通株式1株）で除した額である3,828円とした。

(b) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を交付する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交 付} & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{株式数} & \text{交 付 金 額} \\ \text{調整後} & & & & \\ \text{転 換} & = & \text{調整前} & \times & \\ \text{価 額} & & \text{転 換} & \times & \\ & & \text{価 額} & \times & \\ & & & \text{既発行} & \text{株式数} & + & \text{時 価} \\ & & & \text{株式数} & + & \text{交付株式数} \end{array}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権の発行価額は、当初の転換価額や市場環境等諸要素を加味して算出された本新株予約権付社債の理論的な経済的価値と本社債の発行価額、利率その他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案した上で、今後開催予定の当社取締役会で決定する。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払い込みをなすべき額は本社債の発行価額とする。当初の転換価額については、上記7.記載のとおり、本新株予約権付社債は、サミー新株予約権付社債の社債権者に、同社債と引換えに交付することが予定されており、同社債の社債権者が引換えの前後においてサミー新株予約権付社債と実質的に同様の社債の条件（新株予約権の行使により当社株式が交付される点を除く）が享受できるようにするため、同社債の転換価額3,828円を、当社設立にあたり実施された2004年10月1日

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（“本社債”）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Exchange Offering Memorandum）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。

付株式移転におけるサミー株式会社普通株式に関する移転比率(サミー株式会社普通株式1株に対し当社普通株式1株)で除した額である3,828円とした。

(5) 本新株予約権の行使請求期間

2004年11月1日から2009年2月17日の営業終了時(行使請求受付場所現地時間)までとする。但し、本社債に関して、(i)下記9.(1)④記載の繰上償還の場合は、償還日に先立つ東京における3営業日前の日まで、(ii)下記9.(1)③記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は保証会社(下記9.(3)に定義する。)若しくは当社の子会社が消却のために本社債を当社に引き渡した時まで、(iii)下記9.(1)②記載の期限の利益喪失の場合は、期限の利益喪失時までとする。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

本新株予約権の消却事由は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額

本新株予約権の行使により新たに発行する株式の発行価額中、資本に組入れない額は当該発行価額より資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。

(9) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い

本新株予約権の行使により交付する株式に関する利益配当金又は中間配当金(商法第293条の5による金銭の分配)は、本新株予約権行使の効力発生日の属する配当計算期間(9月30日及び3月31日に終了する各6か月の期間をいう。)の初めに本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

9. 社債に関する事項

(1) 社債の償還方法及び期限

① 満期償還

2009年3月3日(償還期限)に額面金額の100%で償還する。

② 債務不履行等による強制償還

本社債に関する支払遅滞その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより、当社及び保証会社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行った場合、当社は、本社債の額面金額について直ちに償還しなければならない。

③ 買入消却

当社、保証会社又は当社の子会社(信託証書において定義される。)は、公開市場を通じ又はその他の方法によりいつでも本社債を買入れ、保有、売却又は消却することができる。当社が本社債を買入れた場合、当社はいつでも当該本社債を消却ことができ、同時に、当該本社債に係る本新株予約権は放棄され喪失する。保証会社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当該本社債は消却のため当社に引き渡され、同時に、当該本社債に係る本新株予約権は放棄され喪失する。

④ 繰上償還

(イ) 125%コールオプション条項による任意繰上償還

2005年3月3日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の取引の終値が、20連続取引日(終値のない日を除く。)にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額(上記8.(3)(ロ)に定義される。)の125%以上であった場合、当社は、本社債所持人に対して当該20連続取引日の末日から30日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を本社債額面金額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項に定める特約に基づく追加金の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる支払義務を回避し得ない場合、当社は、いつでも、本社債所持人に対して30

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債(“本社債”)の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書(Exchange Offering Memorandum)をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。

日以上 60 日以内の事前の通知を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可）を本社債額面金額で繰上償還することができる。

(h) 株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合、(i)法律上可能であり、かつ、実務的に可能な場合、当社は、本新株予約権の行使の請求を行った本社債所持人が、かかる株式交換又は株式移転の効力発生直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることできる種類及び数の当社の株式を有する当社の株主がかかる株式交換又は株式移転により受け取ることできる種類及び数の完全親会社の株式並びにその他の有価証券及び資産をかかるとして行使の請求により受け取ることができるようにするため、完全親会社となる会社をして受託会社として了解する補足信託契約を締結させる最善の努力をし、(ii)上記(i)の取扱いが法的又は実務的に可能でない場合、当社は、自ら又は完全親会社となる会社をして、本社債所持人に対し、かかる株式交換又は株式移転の効力発生直前に本新株予約権の行使の請求を行ったとすれば受け取るべき数の当社普通株式を有する当社株主がかかる株式交換又は株式移転により受け取ることできる種類及び数の株式並びにその他の有価証券及び資産を行使によって受け取ることができる新株予約権を適用法上可能な範囲で付した本社債と同一条件の社債を本新株予約権付社債と交換する申出を行うか又は行わせる最善の努力をするものとする。当社が最善の努力を尽くしたにもかかわらず、上記(ii)の方法での申出が本社債所持人に対してなされず、又は、当該申出はされたが承諾期日の最後までに全ての本社債所持人に受け入れられなかった場合、当社は、本社債所持人に対して 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行った上で、申出がなされなかったか又は当該申出が受け入れられなかった残存する本社債の全部（一部は不可）を下記に定める償還金額で償還することができる。

**償還期日の属する期間**

2004 年 10 月 29 日から 2005 年 3 月 2 日まで  
2005 年 3 月 3 日から 2006 年 3 月 2 日まで  
2006 年 3 月 3 日から 2007 年 3 月 2 日まで  
2007 年 3 月 3 日から 2008 年 3 月 2 日まで  
2008 年 3 月 3 日から 2009 年 3 月 2 日まで

**償還金額**

額面金額の 104%  
額面金額の 103%  
額面金額の 102%  
額面金額の 101%  
額面金額の 100%

(2) 本社債券の様式

本新株予約権付社債の券面は、額面金額 1,000,000 円の各本社債と各本新株予約権 1 個を表章する無記名式の新株予約権付社債券（以下「本社債券」という。）とする。

(3) 担保又は保証

本社債に担保は付さない。

保証については、信託証書及び本社債に基づく全ての支払債務について、サミー株式会社と株式会社セガ（「保証会社」と総称する。）が、連帯してかつ各自が、無条件かつ取消不能の形で保証する。

(4) 財務上の特約

担保提供制限が付される

10. 上 場 取 引 所 ロンドン証券取引所

11. 代 用 払 込 に

関 する 事 項

商法 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額の全額の払い込みがなされたものとし、かつ本新株予約権が行使された際には、かかる請求がなされたものとみなす。

12. そ の 他 安定操作取引は行わない。

以 上

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（“本社債”）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Exchange Offering Memorandum）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。

(ご参考)

## 1. 資金の使途

### (1) 調達資金の使途

本新株予約権付社債は、既発行のサミー新株予約権付社債の社債権者を対象とする交換募集であるため、該当事項はありません。

### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

### (3) 業績に与える見通し

今回の発行に伴う通期業績への影響は軽微です。

## 2. 株主への利益配分等

### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策の一つと位置付けております。継続的な企業価値の向上を通じての利益還元を行うため、成長力の向上、競争力の強化を図る投資に必要な内部留保を確保するとともに、業績に応じた利益還元を行っていくことを基本方針としております。

### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針に基づき当社は、平成17年3月末時点の株主様に対して、1株当たり40円の期末配当を予定しております。

### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営体質の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えることとし、株主資本利益率の向上を図ってまいります。

### (4) 過去3決算期間の配当状況等

当社は平成16年10月1日に設立されたため、過去の配当状況等の数値は存在しません。参考までに当社の連結子会社であるサミー株式会社と株式会社セガの過去3決算期間の配当状況等の数値を記載しております。

#### サミー株式会社（単体）

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	442.39円	470.76円	460.89円
1株当たり配当金	50.00円	70.00円	90.00円
実績配当性向	11.4%	14.9%	16.6%
株主資本利益率	54.6%	40.2%	38.1%
株主資本配当率	6.23%	5.69%	4.42%

- (注) ① 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。  
② 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

#### 株式会社セガ（単体）

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	△138.66円	△16.39円	62.28円
1株当たり配当金	—	—	—
実績配当性向	—	—	—
株主資本利益率	—	—	11.4%
株主資本配当率	—	—	—

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（“本社債”）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Exchange Offering Memorandum）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。

- (注) ① 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本（当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。  
② 平成14年3月期及び平成15年3月期の株主資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。  
③ いずれの決算期も無配であったため、各決算期の株主資本配当率及び配当性向については、記載しておりません。

### 3. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

発行価額の総額等が未定のため、算出しておりません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

①エクイティ・ファイナンスの状況

サミー株式会社

新株予約権の発行

平成15年4月 2,431,685 個 株主割当 (発行価格：81円)

平成15年4月 2,295,804 個 第三者割当 (発行価格：175円)

転換社債型新株予約権付社債の発行

発行形態 2009年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債

発行日 平成16年3月3日

発行額 400億円

転換価額 3,828円

株式会社セガ

該当事項はありません

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（“本社債”）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Exchange Offering Memorandum）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。

②過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

当社は平成 16 年 10 月 1 日に設立されたため、過去の株価は存在しません。参考までに当社の連結子会社であるサミー株式会社と株式会社セガの過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移を記載しております。

サミー株式会社

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	3,200 円	4,150 円	2,355 円	4,040 円
高 値	9,920 円 □4,720 円	4,970 円	4,460 円 □4,080 円	5,770 円
安 値	2,980 円 □2,550 円	2,085 円	2,300 円 □2,430 円	4,010 円
終 値	□4,120 円	2,365 円	□4,010 円	5,400 円
株 価 収 益 率	10.6 倍	5.3 倍	8.5 倍	11.7 倍

- (注) ① 平成 17 年 3 月期の株価については、平成 16 年 9 月 24 日現在で表示しています  
 ② 平成 13 年 3 月 1 日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。  
 ③ 同社は平成 13 年 11 月 20 日付にて株式 1 株につき 2 株の割合で分割を行いました。  
 ④ 同社は平成 16 年 2 月 27 日付にて株式 1 株につき 1.5 株の割合で分割を行いました。  
 ⑤ 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を 1 期前の決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。  
 ⑥ □印は、株式分割権利落後の株価を示しております。

株式会社セガ

	平成 14 年 3 月期	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
始 値	2,340 円	2,360 円	655 円	1,150 円
高 値	2,860 円	3,300 円	1,559 円	1,568 円
安 値	1,375 円	620 円	612 円	970 円
終 値	2,355 円	671 円	1,134 円	1,489 円
株 価 収 益 率	一倍	一倍	一倍	23.9 倍

- (注) ① 平成 17 年 3 月期の株価については、平成 16 年 9 月 24 日現在で表示しています。  
 ② 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を 1 期前の決算期末の 1 株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

当該交換募集に応諾しなかった場合、サミー新株予約権付社債の要項の規定に従い、当該交換募集に応諾のなかったサミー新株予約権付社債は、社債額面金額の 104%にて全額繰上償還される予定です。

ご注意：本記者発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債（“本社債”）の発行に際して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本社債に投資を行う際には、必ず当社が作成する英文目論見書（Exchange Offering Memorandum）をご覧いただいたうえで、投資家ご自身の判断でなされるようお願いいたします。なお、本件においては国内における証券の公募は行われません。